

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例第 2 条ただし書の規則で定める方法) 第 5 条の 2 [略]	(条例第 2 条ただし書の規則で定める方法) 第 5 条の 2 [略]
	<u>2 前項の規定にかかわらず、同項の方法により難しいものとして知事が別に定める使用料等にあつては、証紙による収入の方法によることができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。